

平成30年7月31日

広島市短期集中型サービス受託事業者 様

広島市健康福祉局高齢福祉部
地域包括ケア推進課長

平成30年7月豪雨により被災された被保険者に係る利用料の負担等の取扱いについて

平素より、本市の介護保険行政に御理解と御協力を賜り、深く感謝申し上げます。

また、平成30年7月豪雨により被災された事業者の皆様にご心からお見舞い申し上げますとともに、被災された利用者等の支援に御尽力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、平成30年7月豪雨により被災された被保険者に係る利用料の負担等について、指定事業所によるサービスと同様、下記のと通りの取扱いとしますので、よろしくお取り計らいいただきますようお願いいたします。

記

- 1 下記の要件(1)、(2)のいずれにも該当する者は、平成30年10月末までの短期集中型サービスの利用料（1割相当額）を徴収せず、利用料を含めて10割を委託料として広島市へ請求してください。
 - (1) 広島市の介護保険の被保険者であること
 - (2) 平成30年7月豪雨により、次のいずれかの申し立てをした者であること
 - ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をした旨
 - ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った旨
 - ③ 主たる生計維持者の行方が不明である旨
 - ④ 主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止した旨
 - ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない旨
- 2 上記1(2)の申し立てを行った者については、被保険者証等により、保険者が広島市であることを確認するとともに、当該者の1(2)の申し立ての内容を利用者に関する書類に簡潔に記録しておいてください。

ただし、被保険者証等が提示できない場合には、氏名、住所、生年月日、負担割合を確認し、利用者に関する書類に記録しておいてください。
- 3 短期集中型サービスに付随する実費相当の自己負担分については、通常どおり本人から徴収してください。
- 4 請求の具体的な手続きについては、国から連絡があり次第、別途、周知する予定です。
- 5 各事業所においては、被災された利用者へ別添「平成30年7月豪雨の被災者の皆様へ」のリーフレット（本市ホームページに掲載しています）を配布し、当該取扱いについて周知してください。

問い合わせ先 広島市健康福祉局高齢福祉部 地域包括ケア推進課 電話：082-504-2648 Fax：082-504-2136
--